

2月24日は

投票時間は
午前7時～午後8時

朝霞市長選挙の投票日です

問／選挙管理委員会事務局 内2412 ☎463-2444

投票できる方

この選挙で投票できる方は、平成5年2月25日までに生まれた方で、平成24年11月16日までに朝霞市に転入届をして引き続き投票日まで居住している方です。ただし、公民権停止中の方は投票できません。

市内で転居された方

2月1日以降に転居届をされた方は、前住所の投票所で投票してください（郵送する投票所入場券に記載してある投票所です）。

投票所入場券のはがきを郵送します

入場券は、世帯ごとに圧着はがきで郵送します。
はがき表紙右下の部分からはがして開封してください。また、次の点にご注意ください。

- ① はがき1枚に世帯員4人まで連記してあります。
- ② はがきが湿っているときは開封する前に十分に乾かしてから丁寧にはがしてください。
- ③ 投票するときは、あらかじめ

め入場券を切り離して、各自投票所にご持参ください。

④ 万一、入場券が届かない場合や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿で登録が確認できれば投票できます。
※投票所は、入場券に記載してある投票所になりますので、ご確認をお願いします。

※入場券は、告示日（2月17日（日））前後に発送します。あて先不明などで届かないことのないよう、門や玄関に表札をお願いします。それでも、届かない場合（住所移動など）や選挙権があるかどうかわからない場合は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
※視力障害をお持ちの方は、お申し出いただくと、次回の選挙から点字シールをはり付けた入場券を発送させていただきます。

選挙人名簿の縦覧ができます

縦覧日時／2月17日（日）午前8時30分～午後5時
縦覧場所／朝霞市選挙管理委員会 事務局（市役所別館 4階45番窓口）

選挙公報は新聞に折り込みます

候補者の政見などを掲載した選挙公報を新聞折り込みにより配布します。そのほか、市内の各公共施設や駅などにも備え置きます。

なお、選挙公報を入手できない方は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。2月20日（水）以降にお届けします。
折り込み新聞名／朝日、読売、毎日、産経、日本経済、埼玉および東京新聞の7紙

※選挙公報は、2月20日（水）までに有権者への啓発・周知活動の一環として、市ホームページに掲載します。

点字投票・代理投票をするのができます

目のご不自由な方には、点字器と点字投票用紙をご用意しています。また、自ら候補者の氏名を記載できない場合は代理投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

開票は即日開票です

日時／2月24日（日）午後9時～

公民館臨時休館のお知らせ

朝霞市長選挙に伴い、次のとおり休館となります。

公民館名	2月23日（土）	2月24日（日）
内間木公民館		通常の休館
東朝霞公民館	臨時休館	臨時休館
西朝霞公民館		

※東朝霞公民館および西朝霞公民館は、2月25日（月）通常の休館です。

投・開票速報は市ホームページをご覧ください

パソコン

<http://www.city.asaka.lg.jp>

携帯電話

<http://www.city.asaka.lg.jp/mobile/>

会場／総合体育館
参観人／定員120人（朝霞市の選挙人名簿に登録されている方）

期日前投票・不在者投票をご利用ください

選挙期日（投票日当日）に、次のような理由等で投票所に行くことができない場合は、期日前投票や不在者投票ができます。

- ① 仕事や学校などで投票所に行けないとき
- ② 旅行やレジャーなどで投票所外に出かけるとき
- ③ 病気やケガなどで歩くことが困難なとき

期日前投票をする場合

期日前投票所、期間および時間は、別表1のとおりです。※各期日前投票所において宣誓書（兼請求書）を記入していただいておりますが、事前に市ホームページからダウンロードにより印刷した宣誓書に、必要事項を記入していただき、

不在者投票をする場合

① 朝霞市以外の選挙管理委員会で行う方法
ほかの市町村に滞在中の場合は、郵送で投票用紙等を請求する必要があります。

行う方法

規定以上の障害（別表2・3参照）のある方もしくは「要介護5」の介護保険被保険者証をお持ちの方で、郵便等投票証明書を交付されている方は、郵便による投票ができます。

別表1 期日前投票の投票所、期間および時間

投票所	投票期間	投票時間
朝霞市役所（別館5階第5会議室） ※閉庁時も正面玄関から入場できます。	2月18日(月) ～ 23日(土)	午前8時30分～午後8時
朝霞台出張所（西弁財1-9-26） ※駐車台数が少ないため、お車でのご来場はご遠慮ください。		午前9時30分～午後7時30分 ※市役所と時間が異なりますので、ご注意ください。

※土曜日でも受け付けます。

別表2 郵便等による不在者投票の対象者

身体障害者手帳所持者	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級か3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳所持者	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証保持者	要介護5	

別表3 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

別表2の郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の障害のある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する方）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳所持者	上肢、視覚の障害	1級
戦傷病者手帳所持者	上肢、視覚の障害	特別項症～第2項症

③ 郵便等による不在者投票を

「ご持参していただく」こともできます。

① 朝霞市以外の選挙管理委員会で行う方法
ほかの市町村に滞在中の場合は、郵送で投票用紙等を請求する必要があります。

② 指定された施設（病院または老人ホーム等）で不在者投票を行う方法
不在者投票ができる施設に指定されている病院に入院または老人ホーム等に入所している場合は、その施設で不在者投票をすることができます。その施設が指定されているかどうかは、各施設長もしくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

なお、市内の指定施設は、朝霞台中央総合病院、朝霞病院、朝光苑、内間木苑、塩味病院、ケアライフ朝霞、つづじの郷、グリーンビレッジ朝霞の8か所です。

政治家の寄付は禁止！有権者が政治家に寄付を求めることも禁止！

寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対して寄付を求めることも法律で禁止されています。



※郵便等投票証明書ををお持ちでない場合は、あらかじめ申請し、証明書の交付を受けておく必要があります。

※手続き等の詳細は、お問い合わせください。

請求期限／2月20日(水) 午後5時